

人権擁護委員に吉澤俊一氏と小野寺晴美氏を推薦することを適任と認めた。

問 人権擁護委員法によれば、議会は被推薦者が「人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある」人物か否かを審議しなければならない。①北朝鮮拉致問題、②新疆ウイグル自治区における人権侵害、③チベット自治区における人権侵害、④プロテニス選手彭師氏ほうしの消息問題、⑤人権擁護の観点からの北京冬季五輪ボイコット、の5つの論点につき、被推薦者の人権的所見を伺う。

答 被推薦者の2人は、3期、10期と当市の人権擁護委員を務め、法務省などから表彰を受けていることから、そのキャリアは客観的にも認められている。「人権は普遍的な価値であり、必ず守られなければならないものである。」との意見を持っており、2人には今までの経験を基に、ますます活躍していただきたいと考えている。

反対討論

被推薦者の所見を確認できるよう6日前に質疑事項を執行部に伝えていたにもかかわらず、「個別事項について聞いておらず答弁できない」というのは議会の調査権しんさに真摯に対応する姿勢が見られない。被推薦者の識見が不明である以上、賛成できない。

賛成討論

中国における人権に関する事件に対して判断に資する十分な情報を得ることは通常困難であり、判断を保留せざるを得ない。人権擁護委員は全国で1万人を超えるか知らないが、人選にあたり見解を聞く必要はなく、本案に賛成である。



市の財政状況を鑑み、行財政改革の先鞭べんをつけるものとして、市長、副市長及び教育長の給料を減額するこの条例は、可決した。

〈減額内容〉

職	減額割合	減額後給料月額	対象期間
市長	20%	648,000 円	4.1.1 ~ 6.11.25
副市長	10%	617,400 円	4.1.1 ~ 4. 3.31
教育長	5%	608,950 円	4.1.1 ~ 6. 3.31

問 一期4年の満了時に支払われる見込みの市長退職手当1564万9200円や来年以降の期末手当に減額等の影響はないのか。市長給料等を減額する理由として行財政改革の先鞭をつけるとしたが、何に対して先行して行うというのか。

答 市長の退職手当・期末手当は、減額とはならない。

市では行財政改革の取組を順次進めているが、この度、行財政改革推進の指針となる「行財政改革方針」を策定したところである。市長等の給料減額は、本方針の策定により取組が本格化することに先立ち、行財政改革に対する姿勢を示したものである。

問 給料の減額は市長のみでよいのではないか。

答 行財政改革方針が定まり、副市長、教育長においても財政がひっ迫していることを肌で感じていたことから、行財政改革の先鞭をつけるため、給料減額に賛同したと認識している。

問 減額分の約670万円について、使い道はどうなるのか。

答 今回の減額については、市長の姿勢として示したものであり、特定の財源とするものではない。